

町では、これまでの補助金制度から、対象者の拡充や補助要件を緩和し、町内に定住していただける方のお住まいと暮らしを応援します。

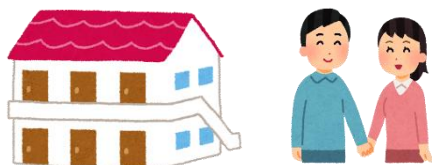
## 1. 民間賃貸住宅家賃助成事業

### ○補助金

- ・入居時補助金 10万円
- ・家賃補助金 最高1万円  
※補助対象額の1/2以内  
※最長24か月間

### ◆対象・条件等

- ①対象世帯(※1)で新たに丸森町内の民間賃貸住宅(※2) (家賃月額3万円以上)に入居する世帯
- ②丸森町に定住の意思があること
- ③市町村民税の滞納がないこと
- ④入居後速やかに申請すること
- ⑤**賃貸契約後速やかに申請すること**



## 2. 住宅取得奨励事業

### ○基本補助金 ※補助対象額の1/3以内

- ・新築住宅取得 限度100万円  
※中古住宅の場合は限度70万円
- 加算補助金 (該当する場合に加算)
- ・新婚世帯加算 限度20万円
- ・子育て世帯加算 限度20万円
- ・新規転入世帯加算 限度30万円
- ・町内建築業者加算 限度50万円 (新築)  
※いずれも基本補助金の1/2以内
- ・土地取得加算 限度50万円 (新築)  
※グリーンステージ上滝分譲地取得 限度100万円  
※土地取得加算は土地取得経費の1/3以内

### ◆対象・条件等

- ①対象世帯(※1)で新たに住宅を取得する方 (中古住宅を取得する場合を含みます)
- ②丸森町に定住の意思があること
- ③市町村民税の滞納がないこと
- ④**必ず工事着手前に申請すること**



## 3. 住宅リフォーム支援事業

### ○基本補助金 ※補助対象額の1/3以内

- ・住宅の増改築に要する経費 限度100万円  
※住宅取得奨励事業により中古住宅取得の補助を受けた場合 限度60万円
- 加算補助金 (該当する場合に加算) ※基本補助金の1/2以内
- ・町内建築業者加算 限度50万円  
※住宅取得奨励事業により中古住宅取得の補助を受けた場合 限度30万円

### ◆対象・条件等

- ①対象世帯(※1)で、自己又は3親等以内の親族が所有する住宅に居住する方
- ②住宅の部屋・便所・浴室・台所等の増改築・リフォーム(※3)を対象
- ③丸森町に定住の意思があること
- ④市町村民税の滞納がないこと
- ⑤住宅取得奨励事業の補助を受けた新築住宅ではないこと
- ⑥**必ず工事着手前に申請すること**



- (※1) 対象世帯
- ・新婚世帯……婚姻後5年経過していない世帯
  - ・夫婦世帯……夫婦いずれかが45歳未満の世帯
  - ・子育て世帯……18歳未満の子どもを扶養している世帯 (母子・父子世帯を含む)
  - ・新規転入世帯…1年以上丸森町外に居住していた世帯で、町内に転入して1年未満又はこれから丸森町に転入する世帯
- (※2) 民間賃貸住宅 賃貸借契約を締結して自己が居住する民間賃貸住宅 (町営・県営住宅等を除く)
- (※3) 増改築・リフォーム 面積が10㎡を超える増改築は、建築確認が必要となる場合がありますので、建築業者の方にお尋ねください。

裏面もご覧ください

## 4. 空き家再生支援事業

### ○基本補助金

- ・空き家の改修に要する経費及び材料費の1/2以内の額（限度30万円）

### ○加算補助金（該当する場合は加算）

- ・町内建築業者・商店加算 基本補助金の20%の額

### ◆対象・条件等

- ①町が整備する空き家データベースに情報がある物件であること
- ②空き家を購入もしくは借りる方、又は中古住宅の売却もしくは貸すことを確約した所有者<sup>(※1)</sup>
- ③住宅の主要構造に対する改修<sup>(※2)</sup>で、業者による工事費、自分で作業する際の材料費<sup>(※3)</sup>が対象
- ④市町村民税の滞納がないこと
- ⑤リフォーム支援事業による補助を受けないこと
- ⑥**必ず工事着手前に申請すること**

- { (※1) 賃借する中古住宅を改修する場合は、所有者の同意が必須
- { (※2) 壁、床、天井、窓、外壁、屋根等
- { (※3) 工事費、材料費等の見積書が必須



## 5. 家財道具等処分・清掃支援事業

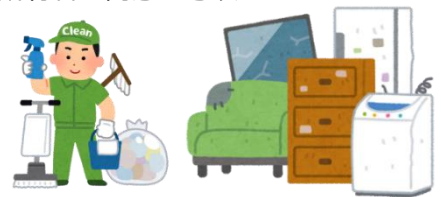
### ○補助金

- ・空き家の家財処分、清掃に要した委託費の1/2以内の額（限度20万円）

### ◆対象・条件等

- ①町が整備する空き家データベースに情報がある物件であること
- ②空き家を購入もしくは借りる方、又は中古住宅の売却もしくは貸すことを確約した所有者<sup>(※1)</sup>
- ③住宅に保管されている家財道具等の撤去、処分及び住宅の清掃を委託により実施する経費<sup>(※2)</sup>が対象
- ④市町村民税の滞納がないこと
- ⑤リフォーム支援事業による補助を受けていないこと
- ⑥**必ず作業着手前に申請すること**

- { (※1) 賃借する中古住宅の家財道具等処分・清掃を行う場合は、所有者の同意が必須
- { (※2) 委託費の見積書が必須



○この制度は**予算の範囲内**で行っておりますので、ご利用いただく際は、**4月から翌年の1月末までに以下まで必ず申請者ご本人から**ご相談下さいませようお願いします。

お問い合わせはこちらまで  
丸森町役場 子育て定住推進課 定住推進班  
(TEL 0224-51-9905)